

番 号	3-10	受付年月日	令和3年8月24日
件 名	国に対し、「刑事訴訟法の再審規定の改正を求める意見書」の提出を求める陳情書	陳 情 者	日本国民救援会福島県本部 会長 広田 次男
紹介議員		付託委員会	総務厚生常任委員会

陳情全文

2021年8月24日

只見町議会議長 大塚 純一郎 様

国に対し、「刑事訴訟法の再審規定の改正を求める意見書」の提出を求める陳情書

陳情人

氏 名 日本国民救援会福島県本部
会長 広田 次男

住 所

〒960-8103

福島市舟場町3-26 青年会館内

Tel 024-522-7368

日頃より、地域住民の暮らしと健康、権利を守るために奮闘されている貴議会のみなさまに心から敬意を表します。

私は、日本国憲法と世界人権宣言を指針として、国民の人権と権利を守るボランティア団体「日本国民救援会」の会員です。冤罪被害者を守り、「無実の人は無罪に!」と様々な運動を展開しています。

この度、下記内容の陳情を貴議会に提出させていただきたく、書面でお願いする次第です。何卒よろしくお願いたします。

【陳情の趣旨】

ひとたび確定した判決といえども、もし冤罪の恐れがあるならば、高い人道的観点からまた基本的人権の尊重という趣旨から、できる限り救済の道を開くことが必要です。

日本の再審制度は、「再審を行ってください」という再審請求手続きと、実際にそれを受けて行われる再審公判手続きという二段階の制度の組み立てになっています。多くの再審事件で一段階目の請求手続きのほうで、検察は頑として認めず、裁判所の再審開始決定に対しても不服申立てをして争うというひどい対応をしています。再審制度は、実態的真實のために、法的安定性を犠牲にする非常救済手続きですが、法的安定性を強調するあまり、再審の条件をいたずらに厳格かつ形式的に解し、再審の道を開ざすことがあってはなりません。再審制度の本質を無視して、機械的に再審を拒むとするならば、再審制度の存在意義は失われます。

現在、再審制度は刑事訴訟法に規定がありますが、条文数は19条のみで、極めて大ざっぱな規定です。個々の裁判で、裁判所の解釈、運用にすべて委ねられているのが実態です。

再審制度の抱える問題点は二つあります。一つは検察が捜査段階で集めた証拠を開示しないことです。国民の財産である全ての証拠は、隠すことなく弁護団の開示請求に応じ、真実解明に役立てるべきです。もう一つの問題点は、検察官の抗告権(上訴)です。都合の悪い証拠を隠して置きながら、裁判所が再審開始決定を出しても従わず、即時抗告、特別抗告を行うことは許されません。

つきましては、貴議会におかれましても、国民の人権と権利を守るために、「刑事訴訟法の再審規定」の改正を求める意見書の採択をお願いいたします。